

吉野川市教育委員会会議録

招集年月日 平成27年7月22日
招集の場所 吉野川市役所東館 3階 231会議室
開閉会日時 開会 平成27年7月22日 午後2時00分
閉会 平成27年7月22日 午後3時16分

出席委員 委員長 中 洋子
委員長職務代理者 笠 江 俊 文
委員 菊 川 充 憲
委員 上 野 準 二
委員 鹿 児 島 康 江
委員(教育長) 石 川 邦 彦

出席職員 教育次長 貞野修二 教育次長 寒川健治
教育総務課長 井上泰男 学校教育課長 住友美香
生涯学習課長 吉永正雄 学校再編準備室長 片山富造
給食センター所長 岡田英晴

議案

- (1) 指定文化財の指定解除について
- (2) 吉野川市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則について

報告事項

- (1) 学校再編計画について
- (2) 吉野川市いじめ防止基本方針について

教育長報告

その他

会議の経過

委員長 ただいまから、吉野川市定例教育委員会を開会します。
委員6名出席されており定足数に達しています。
前回の会議録の承認をお願いします。(前回会議録署名委員承認)
今回の会議録署名委員に、上野準二委員、鹿児島康江委員を指名。
それでは、議案第1号「指定文化財の指定解除について」を議題とすることにいたします。事務局より説明をお願いします。

吉永生涯学習課長 議案第1号「市指定文化財の指定解除について」をご説明いたします。
資料及び別紙写真にあります市指定文化財3件につきまして、美郷村で指定され、指定当時は美郷村にありましたが、その後、所有者が阿波市へ転居したことに伴い、指定物件についても阿波市へ移動いたしました。このため、本市の文化財担当職員が当該物件所有者を訪ね、確認いたしましたところ、現住所・阿波市内で保管・管理することでした。吉野川市文化財保護条例第10条では、教育委員会は、市内に存する文化財のうち重要なものを指定することができる。と規定されており、言い換えれば、市内に存在しない文化財は指定できないということになると解釈されます。
については、市文化財保護条例第12条の規定により、当該市指定文化財の指定を解除するものでございます。なお、本件につきましては、6月27日に開催されました市文化財保護審議会において諮問いたしまして、指定解除は適切であるとのご意見をいただいております。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。この件に関しまして、ご質問ご意見はございませんか。持ち主の住所が変わったのですか。

吉永生涯学習課長 はい。阿波市へ住所が変更し、文化財もそのまま阿波市へ移動したため、吉野川市に

は存在しません。ご本人も吉野川市に戻るという意思がございませんので、阿波市にあるものを吉野川市の指定文化財としつづけるのはいかがなものかと。解除するのが適切であるということで、今回解除することとなりました。

石川教育長 市外に出でている指定文化財は、もう他にはありませんか。

吉永生涯学習課長 今、現在確認されているものはこの3件で、年内に他の指定文化財については現況調査を行い、その段階で市外に出ているものがあれば、再度変更をしていくこととなります。

委員長 他に何かご意見はございますか。ないようですので、議案第1号「指定文化財の指定解除について」を承認したいと思います。

続いて、議案第2号「吉野川市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則について」事務局より説明をお願いします。

井上教育総務課長 それでは、議案第2号「吉野川市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則について」教育総務課から説明を致します。

資料をご覧ください。「吉野川市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。別表、教育総務課の総務係の項中、第30号を第31号とし、第29号の次に、次の1号を加える。30号教育行政に係る相談に関すること。附則、この規則は、平成27年8月1日から施行する。」ということであります。

提案の理由は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第8項に基づく教育行政事務に必要な規定の整備をするためです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第18条第8項には、「教育委員会は、事務局の職員のうち、所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。」とあります。今回、教育総務課総務係に加えるものです。

教育行政に関する相談についてですので、内容によっては学校教育課、生涯学習課にも確認させて頂くことがあろうかと思えます。説明については以上です。

委員長 ありがとうございます。このことについて、ご質問ご意見はございませんか。これは教育委員会内での相談事項ですか。

井上教育総務課長 相談の内容については、教育全般ということで、内容に応じて対応したいと思います。

委員長 わかりました。他に何かご意見はございますか。ないようですので、議案第2号「吉野川市教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則について」承認したいと思います。

それでは、報告事項(1)学校再編計画について、事務局より説明をよろしく申し上げます。

片山学校再編準備室長 会議資料の3ページをお開きください。校名のアイデアについて募集の受付順にまとめたものです。校名の決定に係る協議につきましては、8月の第4週に学校再編準備委員会を開催する予定ですので、8月の定例教育委員会で校名の候補を提示できるよう準備を進めてまいります。最後の日に、各学校が持って来てくださったので、思ったよりも数が出てきました。

続きまして、会議資料の10ページをご覧ください。第1回ワークショップの意見や内容をまとめ、東畑建築事務所が作成した「かわら版」です。このかわら版は、地域の回覧で回していただくよう、本日発送いたしました。自治会未加入者(対象511戸)には、自宅に郵送いたしました。また、保育所・幼稚園・小学校の家庭には、園児・児童を通じて登校日に配布していただくよう各保育所・幼稚園・小学校に配布いたしました。かわら版につきましては、少し地味という意見もいただきましたので、レイアウトや文字等の工夫をするよう、東畑建築事務所に指示しています。続きまして第2回ワークショップについてのご報告をさせていただきます。7月14日(火)午後7時から午

後9時の2時間を予定して実施いたしました。参加者は、学校再編準備委員29名に、公募で参加いただいた7名と東畑建築事務所から5名、市の職員9名を加え、約50名が前回と同じように5班に分かれて意見交換を行いました。

まずは第1回目ワークショップの振り返りということで、第1回目に協議して頂いたことの説明をしました。新たに参加された方もいましたので、会の進め方について、前回と同じように行いました。キャッチフレーズがまだだったので第2回目ワークショップは、キャッチフレーズと連携をテーマに意見交換をしていただきました。

進めていった図面については東畑建築事務所に準備して頂いた配置図・平面図をもとに会を進めていきました。前は校舎の建築関係だったので、かなりたくさんの意見がでました。今回は、それにプラスして図面を見て気がついたことを話ししていただき、たくさんの意見をいただきました。最後に各グループに発表をして頂いて、会を終了しました。全ての意見を反映していきたいということで、東畑建築事務所から第1回目に出た全ての意見を班ごとに出して頂いて、会場の後ろの方に貼ってくださりました。キャッチフレーズですが、1班から5班まで各班で話し合いをしたものを、発表して頂きました。

関わりにつきましては、放課後や休みの日に行事や文化の伝承、寺子屋や講習会などの形で地域の方の力を出して頂いて何かできないかという意見が出されました。和紙体験については現在、山川町の小学校で行っていますので、卒業証書づくりは引き続いてやってみてはという意見がありました。また動線・施設については新たに、車道と歩道を分けて安全の確保を学校の中と外で何かできないか、施設について、備蓄倉庫を1階に計画してありましたが、2階にできないか等の意見が出ました。校舎については、できるだけ死角ができないようにいつも子どもが見えるような校舎づくりをして欲しいとの意見が出ました。敷地のことも考えながら、配慮したいと思います。こども園につきましても、こどもの引き渡し場所がどういう風になるのか、先生方が来てくれるのか、それとも親が教室まで連れて行くのか、そのあたりの細かい部分についての意見も出ていました。また10角形を活かすような施設についての意見も出ていました。

7月29日、15時15分から小学校・幼稚園・保育所の先生方によるワークショップを開催する予定です。そのワークショップを最後にして、基本設計を8月中旬に東畑建築事務所にまとめて頂くこととなります。報告は以上です。

- | | |
|--------|---|
| 委員 長 | ありがとうございました。だんだん具体的になってきましたね。このことについて、ご質問ご意見はございませんか。 |
| 委 員 | 総工費はいくらぐらいですか。 |
| 貞野教育次長 | 20億円から25億円の範囲かなと思います。先ほど片山再編準備室長の方から話がありましたように、基本設計が終わりましたら、詳細設計の方に入りますので、そこまでいかなければ、具体的な金額は出てきません。 |
| 委 員 | それは予算の部分は大丈夫でしょうか。 |
| 貞野教育次長 | 市長部局の財政担当からは、了解を得ています。 |
| 委 員 長 | 今の運びとしては予定通りの予算でということですか。 |
| 貞野教育次長 | 合併特例債の使える部分もありますので、そのあたりも勘案しまして20億円から25億円の範囲で見積もりを予想していますが、財政当局には、この話が動き出したときに財政的な支援を頂けることは了解して頂いています。吉野川市で一番最初のこども園と小学校が一体となるものになりますので、先駆的なこともしたいけれども、その中でも抑えるものは抑えていくようになります。東畑建築事務所には山川中学校もして頂いており、いろいろな季候条件もわかっていますので自然を取り入れるところは取り入れて、設計して頂くようになってくると思います。 |

委員 長	<p>山川中学校もすごく個性的な建物になっていますね。 樹木を残すことについてはまだ決まっていないですか。</p>
片山学校再編準備室長	<p>地域の話し合いの時に、大きなクスの木に関しては安全を配慮して剪定を行い、できるだけ残す方向にしたいという意見が出ていました。 土手沿いの樹木は全部切ってもよいだろうと。記念樹については確認をしながら残す、残さないを決めていってくればそれで良いということでした。</p>
委員 長	<p>今回の台風で樹木がたくさん倒れています。倒れるはずの無いような樹木が倒れていたの、びっくりしました。そういう面も考えると、剪定の必要もあると思います。 名前に関して、今は確認中とは思いますが、今後の予定はどのようになっていますか。</p>
片山学校再編準備室長	<p>9月の定例教育委員会で決定をして頂きたいと考えています。8月の準備委員会で、もう少し数を少なくして頂いて、それをもとに校名の決定をしていただくこととなります。</p>
委員 長	<p>川田西小学校から出ているアイデアは1つなのですね。少し寂しいですね。</p>
片山学校再編準備室長	<p>学校では、何度か周知して頂いていますが、再度、保護者の方にも PTA 役員会でお願いをしています。</p>
委員	<p>「川田」がつく名前は全然挙がらないのですね。</p>
片山学校再編準備室長	<p>「川田」・「美郷」はもともとある名前、新しい学校ということなので、使わない方向にするという条件で募集しています。</p>
委員 長	<p>ありがとうございました。 報告事項(2)吉野川市いじめ防止基本方針について、事務局より説明をよろしくお願ひします。</p>
寒川教育次長	<p>吉野川市いじめ防止基本方針について、説明致します。 策定の目的は、十分おわかり頂いているとは思いますが、いじめは子ども達の命にも関わるような重大な危険を生じさせるおそれがあるものでございます。吉野川市内のすべての児童生徒を守るために、学校、家庭、地域、関係機関等が十分に連携を図り、いじめの防止等のための対策をより効果的に推進するために策定致しました。 方針の位置づけとしまして、国においては、いじめ防止対策推進法が平成25年に施行され、第12条には、「地方公共団体におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めるものとする」とあり、地方公共団体においては、策定が努力義務となっています。このことについては、昨今の状況も見て頂けたら、ご理解も頂けると思ひますし、県からも市町村においてもこのような方針をぜひ策定をするようにという要請もありました。国においては、まず「いじめ防止対策推進法」が施行され、その後「いじめ防止基本方針」が決定されました。それを受けて、徳島県では、「徳島県いじめの防止等のための基本的な方針」が平成26年に策定されています。よって、吉野川市としましても、国・県の方針を受けまして、ここに「吉野川市いじめ防止基本方針」を定めるに至りました。 内容につきましては、「いじめ防止等に関する基本的な考え方」、「いじめ防止等のために本市が実施する施策」、「いじめの防止等のために学校が実施する施策」、「重大事態への対処」、という柱立てで内容を構成しております。 途中省略して説明しますが、「いじめ防止等のために吉野川市が実施する施策」について、(1)「吉野川市いじめ防止基本方針」を策定していくことについて、(2)「吉野川市いじめ問題等対策連絡協議会」を設置するということについては、これは国の趣旨に則り、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るということを目的に「吉野川市いじめ問題等対策連絡協議会」を開催することができるとしております。こ</p>

の組織につきましては国は既存の組織を活用してもかまわないとしておりますので、吉野川市としましては、「吉野川市青少年育成補導センター運営協議会」を兼ねるものとしております。それから、(3)「吉野川市いじめ問題専門委員会」の設置ということについては、いじめが起こる状況になりますと、まず学校が調査を行い、必要となれば教育委員会が行いますが、学校・委員会の調査等で十分でない場合、いじめ防止の対策を実効的に行うために必要があるときは「吉野川市いじめ問題専門委員会」を組織することができる、ということにしております。この組織については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係、または特別の利害関係を有しない者をもって構成し、その公平性・中立性を確保する、としております。

特に今、問題となっております、「重大事態への対処」ということで、(1)教育委員会または学校による調査についてですが、重大な事態が発生した場合には、学校は、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、どのような調査組織でこの事案の調査を行うかを判断致します。重大事態とはどのような状況かといいますと、「いじめにより、児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いや児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」であります。子どもの生死に関わるような事態、学校に行けない状態が長く続くときに、委員会に連絡がありましたら、学校が主体となって調べるか、委員会が主体となって調べるかこれを判断することになります。そして、先ほど申し上げました、利害関係を有しないメンバーによる調査をして、それでもまだ当事者や関係する者が十分でないということに至った場合、市長による再調査を行うことができます。再調査を行う前に、市長は総合教育会議を招集することができます。そこで、教育委員の皆様方にご意見を頂く状況も生まれるようになります。そして、再調査が必要だという事態になったときには、市長による再調査を行って、結果を議会に報告するとともに、再調査の結果を踏まえて今後の措置を検討していくというような形になっています。

雑駁な説明ではありましたが、基本方針の流れとしてはこのようになっています。ですから、今後学校でいじめが起こった時には、これに沿って対応していこうと考えております。

それともう一点、国の法律では学校においては「いじめの防止のための対策に関する基本的な方針を定めること」と義務づけられておりまして、吉野川市内の全ての小中学校ではそれぞれの学校の「いじめ防止基本方針」が策定されている状況になっています。まず、学校で起これば、それに基づいてお取り組み頂き、学校だけでは十分な結果を得られない場合は委員会に、必要に応じて専門委員会に、さらに必要があると認めるときは、市長による再調査、という流れになっています。以上です。

委員長 ありがとうございます。このことについて、ご質問ご意見はございませんか。

委員 いじめは絶対にあってはいけないことです。今のところ学校内において、いじめに関する調査・アンケートが義務づけられていると聞いています。年間2回ないし3回程度実施しましょうということも言われています。吉野川市において、アンケート調査を実施し、その結果において今の段階で発生する可能性のあるものはありますか。

住友学校教育課長 先ほど、寒川教育次長から学校のいじめ防止基本方針について説明がありましたが、その基本方針の中でも、各校で複数回のアンケート調査を位置付けておりまして、学校によっては1学期間に1回すでに終わっている学校もございます。現在、学校教育課でいじめの認知件数を調査しています。また、子どもの生活記録、あゆみ、日記といったもの、子ども・保護者からの相談、あるいは学校の教職員が休み時間や授業中以外の時間等でも、子どもの様子や動きを見て感じ取ったようなことなど日常的な実態把握の方法を調査しております。さらに、すでに解決したもの、まだ解決に向けて継続中であるもの等、1学期間で認知したものについて、学校への調査を行っているところです。

寒川教育次長 委員会としましては、年間4回ほど各学校の方に調査を行っています。住友学校教育課長から説明がありましたように、学校によってアンケートの回数が異なっています。多い学校では月に1回、生活調査のような形で、その中にいじめに繋がるようなアンケ

トをしており、学校からは、年間4回ほどの各学校への調査に合わせて報告をして頂いています。数的には今年の分はまだでございますが、去年度については、23件の報告が挙がってきました。その前の25年度は49件ということで、減った分については、良いことだと思いますが、当然1件でも無いようにしていかなければいけません。今の段階で報告があった分については解決済みではありますが、学校にお願いしているのは普通の学校の様子であったり、今回の岩手の事件にもありました生活記録であったり、そういうところについてはしっかりと見ていきたいと思ひます。

友友学校教育課長 付け加えまして、解決済みの件につきましても卒業するまでは見守りや定期的な聞き取りを続けるというような姿勢を学校が持って、さらに指導の体制を作っていくということを示しているところです。

委員 よろしいでしょうか。マスコミ等でいろいろな事件が報道されていますが、これは個人的な意見にはなりますが、昔からなかなかいじめは無くならないもので、人がいれば当然派閥もできる、他人同士が一緒にいる世界で、あの子は好き・嫌いができるという話しになってくると、皆さんも幼少期にあった問題で、いじめの方もエスカレートしてきます。今は、LINEの書き込み等、いろいろな問題が出てきて、どう対処するのが良いのかわからなくなります。私はお寺の住職をしていますので、中学生が社会科見学に来たときには、言い方が悪いですが、夢は全部はかなわない、良い事と悪いことは半分半分で、悪いことは続かないし、良い事も続かないと話をします。その時に、子ども達もハッと気付くわけです。親は子どもに期待して、見えない分、「みんなと仲良くして、勉強しろ勉強しろ」と言いますが、中学校くらいまでは子ども達にとっても、一番難しい時期で、外部からの教えが重要になります。子どもの精神力、忍耐力をつけることをこれからやっていって欲しいと思ひます。駄目だとわかっていてもいじめはあります。いじめに負けない、大丈夫なんだよと安心を与えるような道徳の教育をしていってくれたらと思ひます。

寒川教育次長 学校では当然、教員がお預かりしている以上、頑張っていかなければいけないと思うのですが、いろんな方のお力をお借りしなければ、この問題はなかなか難しいかなと思ひます。

委員長 なかなか表に出てこないというところが難しいですね。そうでないのにあんまり聞いて聞いてしても、逆にいじめを作り出してしまふかもしれません。

寒川教育次長 正直申し上げまして、委員会に保護者から直接、いじめが放っておかれているのではないかと心配されて電話がかかってくる場合があります。当然すぐ学校には連絡をとって、動いて頂くのですが、大概はそれで解決します。どうしてもっと学校の方に相談してくれないかと思うようなことがあります。学校に相談して、その上でどうにもならないので、委員会に連絡するのではなく、あまり学校に相談せず、いきなり委員会にということが、現状としてはあります。

委員 今回の事件でも、子どもはたくさんサインを出していたのにそれを見抜けなかった部分があったと新聞にも載っていたのですが、子どもの助けてというサインを鋭く見抜ける周りの大人の感性を磨かなければいけませんね。まず担任、周りの教員、養護教員、いろいろな方がいらっしゃるの、多方面からしっかり子どもを見ていたり、家庭でも何かはあったはずで。

問題が起こったときに担任の先生が1人でそれを持っていたのか、どうして同僚や上司に相談していればと、そこが悔やまれます。

委員長 いじめがあるのは、その学校や教師の落ち度ではなく、いかにオープンにしたり、報告したりという、それができる環境かどうか早く解決するもとなるので、いじめが多いのは駄目な学校というレッテルを貼ることで、いじめ問題はわかりにくくなるのかなと思ひます。いじめは起こるところでは起こるし、解決していく雰囲気重要かと思

います。方針の重大事態という大変なことであり、市長のところまではあまりいって欲しくはないですが、やはり育ち盛りの子どもの問題であるので、協力していく事が必要だと思います。

委員 どの学校にも、いじめに対応するための組織体制があり、その組織の対応どおりいけば、このような事件は起こりえないと思われませんが、そこが難しいところですね。事件があった後に子ども達が見ていたとか、そのような兆候があった等、子ども達の意識をもっと高めなければいけないと思います。「風通しの良い職員室」ということで、先生同士で共有してあたることが早期発見につながると考えます。

委員長 これはいつからというのはないですね。もうすぐということですね。

寒川教育次長 はい。そうです。

委員長 よろしくお祈いします。
それでは続いて、教育長報告をお願いします。

石川教育長 いじめの問題について、いろいろお話をして頂きましたが、岩手の事件が新聞の朝刊に掲載されたのが7月6日で、同じ日に市の幼小園長・校長会、7月8日に中学校校長会が開かれましたので、その話題を出して、先生方にお話をさせて頂きました。私自身が考えるのは、あの報道にあったとおりのかなということ。担任の先生も出し切れなかったのではないのでしょうか。それにしても担任の先生が周りの先生に相談ができていない、管理職の先生も十分に把握していない、それではいけないと、そのような話しも会の中でさせて頂きました。

1学期のまとめをしていく上で、子どもの目線にたつて、子ども1人1人が1学期でどのくらい成長したか、1人1人を見て成長の過程またそこに出てくる課題等を、十分先生方にお知らせ頂けたらということをお話させて頂きました。

このいじめの件につきましては、1点目は子どもにいじめはいけないという意識をどこまで植え付けられるか、基本的にはそこしかないと思います。本市、徳島県で行っている人権教育、その中で、人へのおもいやりを十分教えていかなければいけないし、あとから子ども達がいじめられていたということがあれば、もう完全に人権教育の第3者的な見方ですよね。教職員も含めてまずそこを勉強しなければいけません。

2点目はコミュニケーションだろうと思います。先生と子どものコミュニケーションもそうですし、先生と保護者のコミュニケーションも大事になってきます。1人の子どもを介して、大人同士でどこまで話し合いができていくか、担任だけではなく他の先生方も含めて行う必要があると思います。

3点目は早期発見で、そういうことを踏まえて、いざ起こったら、基本方針に従って対応できたらと思います。

もう1点感じるのは、どうしていじめで自殺になるのかなということ。報道で出てきているのはいじめによって自殺したということ、逆にいじめられていたけれど先生方や周りの人たちの協力によって解決したという例はそれよりもはるかにあるはずなのに、そちらの方をもっと全体に広げていけたらと感じます。なんとなく、「いじめはあるよね」、「その時にならなければ対処できない」というのでは駄目だと思います。解決できた事例をもっともっと研究していかなければいけないと、この報道を聞いて感じていました。そこまで詳しくは話しはできていませんが、校長先生方をお願いしたということです。

7月17日ということで、本市の1学期も終業となりました。しかし、台風11号のために17日に終業式が行えませんでした。その点につきましては各小中学校の校長先生から早めに連絡を頂きました。16日に前倒しで終業式を行っても良いかということで、当然できるときにしてくださいということになりました。中学校は15日の昼から終業式を行いました。小学校は16日の午前中に行いました。

7月3日、5日に、吉野川市学力向上推進リーダー研修会が開催され、去年は小学校だけの学力向上の研修会だったのですが、今年は小中両方向うということ、この2日

は総合教育センターから講師が来て2時間くらいのお話をして頂きました。学力向上について、今後も研修を続けていきたいと思います。7月10日には、阿波吉野川警察署(市内)学校・警察連絡協議会が開かれ、市内の小中高、吉野川署、補導センター等の代表が集まり、現状の報告をして頂きました。現状としましては、吉野川市署管内の少年の非行は減ってきていて、今は安定しているというお話でした。中高あたりでスマホの取扱いについて、いろいろ課題は出てきていますが、大きな問題は出てきていないということでした。ほたる祭り等の催し時に、小学校に中学生や一般の人が来ていないかということで、それもほとんどないということで、今学期については良い方向で進んでいるということでした。

7月16日から8月31日という長い夏休みとなっていますが、前回お話をさせていただいたように、来年度以降、夏休みの短縮も考えなければいけないということで、各学校で独自に登校日を増やす方向で、検討して頂いて予定を組んでいる状況です。

最後になりましたが、7月2日県中教研音楽部会の会長が来庁されて、今年度、中学校の統一大会が鴨島東中学校で実施されることになっています。それから10月に生活科が川田小学校で行われ、県内全域から先生方がいらっしゃいます。7月30日には、県小中事務部会の研究大会が鴨島公民館で行われる予定です。以上です。

- 委員長 ありがとうございます。このことについて、ご質問ご意見はございませんか。
- 委員 登校日は、だいたいどれくらいの日数を取っていますか。
- 石川教育長 学校によって違うのですが、多いところで4日、5日です。
- 委員 中学校ですか。
- 寒川教育次長 小学校も多いところは5日の登校日があります。
- 委員長 1週間に1回くらいですか。
- 石川教育長 そうですね。ただ、学年によっても違います。低学年はそこまではありません。
- 委員長 給食もないので、午前中に終わるのですよね。
- 石川教育長 そうです。給食は予定していません。
- 委員長 もちろん出席は取りますよね。家族の旅行などで登校ができないなどのことがあれば欠席になりますよね。
- 石川教育長 欠席になります。
今年は学校によってそれぞれ登校日数を決めてくださいということで、来年度は3日ないし5日は増える可能性が高いので、それをどのようなものに使ったらよいかということを考えてもらうようお願いをしています。
- 寒川教育次長 クラス全体で集まるものについては登校日として扱います。
- 石川教育長 3年くらい前に、中学校3年生の夏休みの補習も取っていたんです。それはもう授業日ではなくて、普通に取っていたんですが、全員招集するのであれば、授業日にしてはということで県教育委員会に問い合わせたところ、授業日にしてもよいとの返事がありました。来年は短縮にしたら、後半の3日ないし4日になってくると思います。
- 委員 吉野川市は運動会を秋にすることが多いので、できれば後半に早く始めれば、準備もできますし。

寒川教育次長	文化祭もその後すぐにありますし。
石川教育長	そのあたりにしたら一番有効に取れるのかなと思います。
委 員	7月は台風があつたり暑さも厳しいので、8月末になると暑さも和らいで少しは過ごしやすいかもかもしれませんね。
石川教育長	行事的にもそのあたりくらいしかないのかなと。夏休みになってすぐは小・中学校ともに個人懇談、3者面談をとっていますので、そこを授業日にしますと、家庭訪問時のように、午前中だけの授業になって少し難しいですし、それであれば後半の方が良いと思います。
委 員 長	今年はまだ梅雨があけていませんので、ほとんどプールができなかったと聞いています。
石川教育長	昨日、市の小学校水泳大会の時も、あいさつの中で、今年はほとんど水泳の練習ができなくて申し訳ないですが大会を始めます、というくらい泳げていないそうです。記録も標準記録の調整くらいで、ほとんど取れていないくらいだったそうです。
委 員 長	それでは、その他について、何かございませんか。
井上教育総務課長	8月の定例教育委員会の日程ですが、8月18日、もしくは28日でどうでしょうか。
一 同	8月28日、午前中をお願いします。
委 員	時間は何時からでしょうか。
貞野教育次長	10時でどうでしょうか。
一 同	よろしくをお願いします。
委 員 長	その他、何かございませんか。ないようですね。 それでは以上を持ちまして、吉野川市定例教育委員会を終了致します。